

日付：令和6年3月2日

○関西医科大学医学倫理審査委員会規程

令和4年1月26日第03—364号

関西医科大学医学倫理審査委員会規程

(目的)

第1条 関西医科大学（以下「本学」という。）で行われる、人を対象とした生命科学・医学の研究（以下「生命科学・医学系研究」という。）が、ヘルシンキ宣言及び人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（以下「生命・医学系指針」という。）の趣旨にそって倫理的配慮のもとに行われることを目的として、関西医科大学医学倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会の英文表記をThe Ethics Review Board of Kansai Medical Universityと定める。

(委員会の審査)

第2条 委員会は、前条の生命科学・医学系研究の研究責任者から提出された実施計画の内容につき、学長の諮問に基づいて倫理的及び科学的観点から次の各号に掲げる点に留意して審査を行う。なお、諮問書は省略できるものとする。

- (1) 社会的及び学術的意義を有する研究を実施すること。
- (2) 研究分野の特性に応じた科学的合理性を確保すること。
- (3) 研究により得られる利益及び研究対象者への負担その他の不利益を比較考量すること。
- (4) 独立した公正な立場に立つこと。
- (5) 研究対象者への事前の十分な説明を行うとともに、自由な意思に基づく同意を得ること。
- (6) 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮をすること。
- (7) 研究に利用する個人情報等を適切に管理すること。
- (8) 研究の質及び透明性を確保すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。なお、委員会の中に1名以上の女性委員を含むものとする。

- (1) 内部委員 5名以上
- (2) 学外有識者委員 2名以上

2 前項に定める委員は各学部の教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、教授会構成員の中から学長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は委員の中から副委員長を指名する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が第7条第6項の規定により審査等業務から外れる場合には、その職務を代行する。

(内部委員)

第5条 第3条に定める内部委員は、委員長が学長と協議して学内の教授、准教授又は講師から指名する。

- 2 内部委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、連続して2期を超えないものとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は更に再任することができる。
- 3 欠員を生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(学外有識者委員)

第6条 第3条に定める学外有識者委員は、倫理学又は法律学の専門家等、人文又は社会科学の有識者1名以上及び研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べられる者1名以上とし、委員長が学長と協議して本学の職員以外の者より選任する。なお、両者を同時に兼ねることはできない。

- 2 学外有識者委員の任期はそれぞれ2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 学外有識者委員には、別に定める謝金及び必要経費を支給する。

(議事)

第7条 委員会は、次の各項のとおり開催する。

- 2 委員会は、原則毎月1回開催する。ただし、学長から緊急に意見を求められた場合には、臨時委員会を開催することができる。
- 3 委員会は、5名以上が参加し、かつ、倫理学又は法律学の専門家等若しくは人文又は社会科学の有識者1名、及び研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べられる者1名並びに男女両性の参加がなければ、審査の判定を行うことはできない。
- 4 委員会での審査は、委員が出席する委員会での審査を原則とする。なお、委員は、委員長が必要と認める場合、双方向の円滑な意見疎通が可能な遠隔会議システムを利用して委員会に出席し、審議及び採決に加わることができるものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により委員長が必要と認めた場合は、書面による審査を行うことができる。書面による審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし学長に報告する。当該審査結果は、次回の委員会において報告する。
- 6 委員の関与している生命科学・医学系研究について審査を行うときは、当該委員はその審議及び議決に加わることができない。ただし、委員会の求めに応じて会議に出席し、説明することを妨げない。
- 7 委員会は研究責任者又は研究分担者に対して、委員会に出席を求め、申請内容等についての説明又は意見を述べさせ、資料の追加や修正を求めることができる。
- 8 審査の判定は、出席委員全員の合意が原則であるが、全会一致の決議に至らなかった場合は出席者の4分の3の議決をもって委員会の意見とする。なお、審査の判定は次の各号に掲げる表示により行う。
 - (1) 承認
 - (2) 条件付承認
 - (3) 変更の勧告
 - (4) 不承認
 - (5) 非該当
 - (6) 却下
- 9 審査資料は、当該研究の終了について報告された日から5年間保存しなければならない。

(迅速審査)

第8条 委員会は、次に掲げるいずれかに該当する審査については、迅速審査を行い、意見を述べることができる。迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし学長に報告する。当該審査結果は、次回の委員会において報告する。

- (1) 過去に承認された研究の研究計画書の軽微な変更に関する審査。ただし、次に掲げるものは報告事項として扱う。
 - ① 氏名変更
 - ② 職名変更
 - ③ 誤字脱字等の修正
 - (2) 多機関共同研究であって、既に当該研究の全体について主たる研究機関（主たる研究機関がない場合には共同研究機関）において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
 - (3) 本学主幹又は単独で実施される研究であって、侵襲及び介入を伴わない研究に関する審査
 - (4) 本審査で「条件付き承認」と判断された研究の審査
 - (5) 本学主幹又は単独で実施される研究であって、医療従事者を対象としたアンケート又はインタビューを行う研究、かつ、介入を行わない看護研究に関する審査
 - (6) その他、委員長が迅速審査の対象と判断した審査
- 2 迅速審査の運用等については別途定める。
- 3 第1項第1号に定める「研究計画書の軽微な変更」とは、研究対象者への負担やリスクが増大しない変更で、研究の実施に影響を与えない範囲の変更を指す。

(専門委員)

第9条 専門の事項を調査検討する必要があるときは、委員長は、学長と協議の上、第3条に掲げる委員とは別に、当該専門の者3名以内を専門委員として臨時に委嘱することができる。

2 委員会が必要と認めるときは、委員会に専門委員を出席させ、当該事項の討議に加えることができる。ただし、専門委員は審査の判定に加わることはできない。

(小委員会)

第10条 生命・医学系指針以外の指針や法律に該当する研究の審査を行うために、小委員会を設けることができる。小委員会の構成並びに運営は別に定める細則に従う。

(申請と審査、結果の通知等)

第11条 研究計画の審査を受けようとする研究責任者は、倫理審査申請システムを使用して、委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、研究に関し必要な事項について審査し、審査結果を審査結果通知書により学長に報告しなければならない。

3 審査結果は、審査結果通知書を用いて学長より研究責任者へ通知する。

4 審査方法及び運用等については別途定める。

(有害事象の審査)

第12条 研究責任者から、重篤な有害事象及び不具合等が発生したことの報告を受けた場合、委員長は委員会を招集し、因果関係の調査を行い、その結果を研究責任者に報告しなければならない。

(公開)

第13条 学長は、委員会の規程及び委員会の委員名簿を公開しなければならない。

2 学長は、年1回以上、委員会の開催状況及び審査の概要について倫理審査委員会報告システムにおいて公表しなければならない。ただし、審査の概要については、研究対象者及びその関係者の人権、研究の独創性及び知的財産権の保護に支障が生じるおそれがあると委員会が判断した場合は、非公表とすることができる。

(守秘義務)

第14条 委員会の委員及びその事務に従事する者は、業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。当該業務に従事しなくなった後も同様とする。

(教育及び研修)

第15条 委員会の委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育及び研修を受け、かつ、その後も適宜継続して教育及び研修を受けなければならない。

(事務)

第16条 委員会の事務は、倫理審査センターが担当する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の議を経て、教授会で意見徴収し学長が決定する。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、委員会及び教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、令和3年6月30日から施行する。

1. 理学療法士・作業療法士等の国家資格を持ち高度専門職業人を目指す大学院生

	1年次前期		1年次後期		2年次前期		2年次後期	
	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位
専門 基礎 科目	生涯健康科学特論(必)	2	研究方法特論Ⅱ(必)	1				
	グローバルヘルスト論(必)	1	リハビリテーション教育学特論(選)	1				
	研究方法特論Ⅰ(必)	1	心理学特論(選)	2				
	データアナリティクス特論(必)	2	生涯発達学特論(選)	1				
	リサーチ・プレゼンテーション& アカデミック・ライティング(必)	1	高度医療技術演習Ⅰ(選)	2				
	地域包括ケア特論(選)	1						
専門 科目	生体機能解析学特論(選)	4			生体機能解析学演習(選)	2		
	健康支援開発学特論(選)			健康支援開発学演習(選)				
	こどもとおとなの神経科学特論(選)			こどもとおとなの神経科学演習(選)				
	こどもとおとなの生活科学特論(選)			こどもとおとなの生活科学演習(選)				
	から2科目選択			から1科目選択 *ただし研究領域の演習科目の特論科目を事前に履修していること。				
研究 科目	特別研究							10

2. 保健・医療・福祉の場で指導的役割を目指す大学院生

	1年次前期		1年次後期		2年次前期		2年次後期	
	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位
専門 基礎 科目	生涯健康科学特論(必)	2	研究方法特論Ⅱ(必)	1				
	グローバルヘルスト論(必)	1	リハビリテーション教育学特論(選)	1				
	研究方法特論Ⅰ(必)	1	心理学特論(選)	2				
	データアナリティクス特論(必)	2	生涯発達学特論(選)	1				
	リサーチ・プレゼンテーション& アカデミック・ライティング(必)	1	高度医療技術演習Ⅰ(選)	2				
	地域包括ケア特論(選)	1						
専門 科目	生体機能解析学特論(選)	4			生体機能解析学演習(選)	2		
	健康支援開発学特論(選)			健康支援開発学演習(選)				
	こどもとおとなの神経科学特論(選)			こどもとおとなの神経科学演習(選)				
	こどもとおとなの生活科学特論(選)			こどもとおとなの生活科学演習(選)				
	から2科目選択			から1科目選択 *ただし研究領域の演習科目の特論科目を事前に履修していること。				
研究 科目	特別研究							10

3. 医療に関連する民間企業等において人々の健康に寄与する大学院生

	1年次前期		1年次後期		2年次前期		2年次後期	
	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位
専門 基礎 科目	生涯健康科学特論(必)	2	研究方法特論Ⅱ(必)	1				
	グローバルヘルスト論(必)	1	リハビリテーション教育学特論(選)	1				
	研究方法特論Ⅰ(必)	1	心理学特論(選)	2				
	データアナリティクス特論(必)	2	生涯発達学特論(選)	1				
	リサーチ・プレゼンテーション& アカデミック・ライティング(必)	1	高度医療技術演習Ⅱ(選)	2				
	基盤解剖生理学(選)	1						
専門 科目	生体機能解析学特論(選)	4			生体機能解析学演習(選)	2		
	健康支援開発学特論(選)			健康支援開発学演習(選)				
	こどもとおとなの神経科学特論(選)			こどもとおとなの神経科学演習(選)				
	こどもとおとなの生活科学特論(選)			こどもとおとなの生活科学演習(選)				
	から2科目選択			から1科目選択 *ただし研究領域の演習科目の特論科目を事前に履修していること。				
研究 科目	特別研究							10

4. 研究者を目指す大学院生

	1年次前期		1年次後期		2年次前期		2年次後期	
	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位
専門 基礎 科目	生涯健康科学特論(必)	2	研究方法特論Ⅱ(必)	1				
	グローバルヘルスト論(必)	1	リハビリテーション教育学特論(選)	1				
	研究方法特論Ⅰ(必)	1	心理学特論(選)	2				
	データアナリティクス特論(必)	2	生涯発達学特論(選)	1				
	リサーチ・プレゼンテーション& アカデミック・ライティング(必)	1	高度医療技術演習Ⅱ(選)	2				
専門 科目	生体機能解析学特論(選)	4			生体機能解析学演習(選)	2		
	健康支援開発学特論(選)			健康支援開発学演習(選)				
	こどもとおとなの神経科学特論(選)			こどもとおとなの神経科学演習(選)				
	こどもとおとなの生活科学特論(選)			こどもとおとなの生活科学演習(選)				
	から2科目選択			から1科目選択 *ただし研究領域の演習科目の特論科目を事前に履修していること。				
研究 科目	特別研究							10

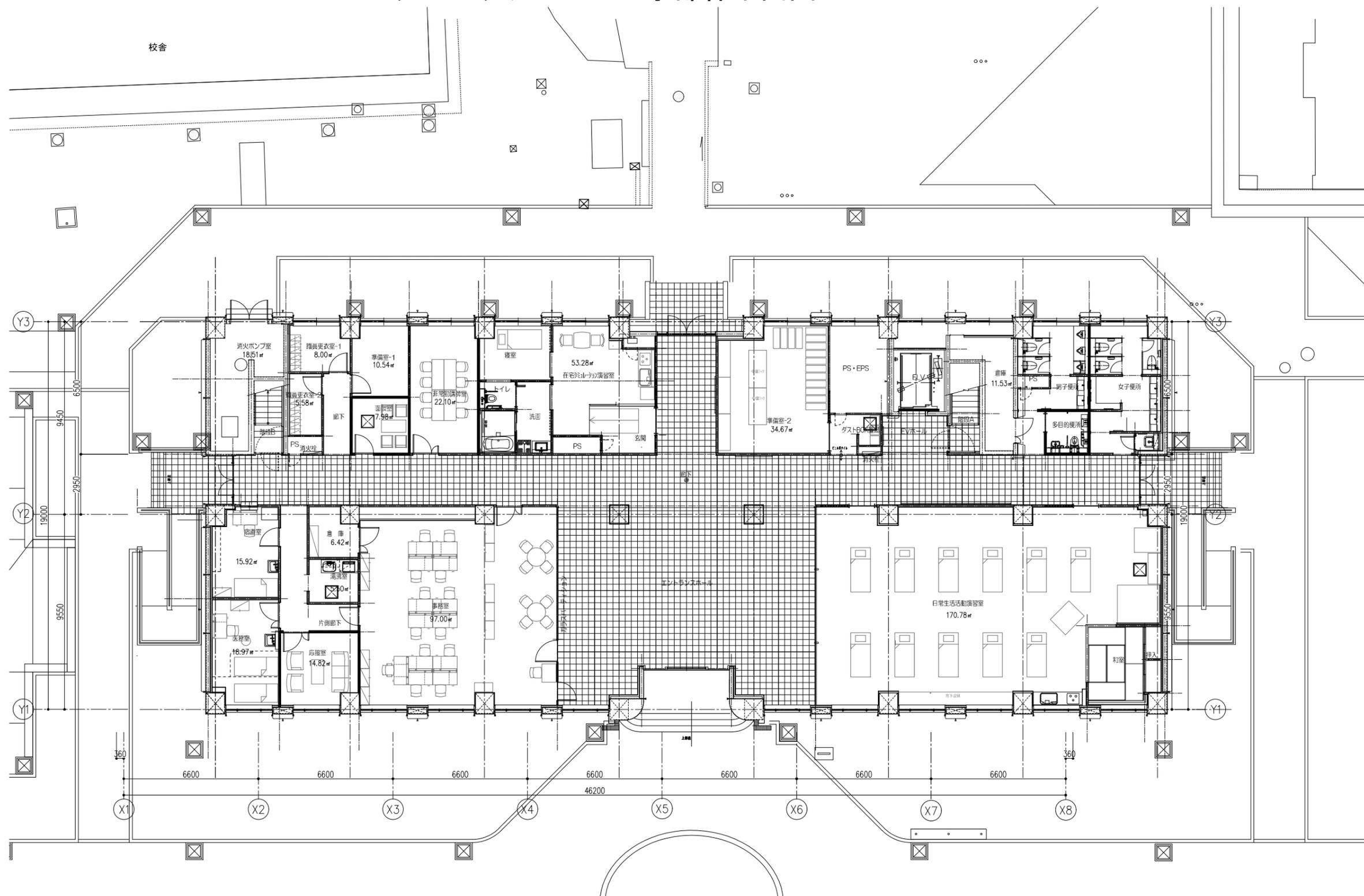
修士論文スケジュール

事項	時期	
1. 指導教員の決定		学生は入学試験の受験に際し、自身が研究指導を希望する教員との事前相談（必須）において、自身の研究テーマ等を相談し受験する。
2. 履修指導及び研究課題の決定	1年次（4月）	主指導教員は、入学後の履修ガイダンスにおいて、学生との面談に基づき、高度専門職業人の素養を養う科目及び研究を実施するに当り必要な科目等について、専門基礎科目、専門科目から履修すべき科目を指導する。学生は自身の研究テーマについて主指導教員と相談の上、副指導教員、研究課題、研究の進め方、指導教員の専門性や指導環境を勘案の上、研究課題及び副指導教員を決定する。
3. 研究計画の立案及びその指導（提出）	1年次（4月～7月）	学生は研究課題について研究計画を立案し、研究科委員会に研究計画書を提出する。研究計画書の提出に際して、学生は主指導教員、副指導教員と十分に相談し、主指導教員は研究方法、研究デザイン等研究の妥当性及び必要となる倫理的配慮について必要な指導を行う。
4. 中間発表（1回目）	1年次（7月）	学生は「特別研究」等において、研究の計画及び概要について発表する。参加者は生涯健康科学研究科の教員、大学院生等とし、学生はこれまでの研究成果を取りまとめ発表する。学生は発表に対する指摘を受け必要に応じ研究計画を見直す。
5. 研究倫理審査とその指導	1年次（8月～）	学生は自身の研究計画を元に研究を遂行するために、「関西医科大学医学倫理審査委員会規程」に則り、必要に応じて倫理審査を受け、承認を得る。主指導教員、副指導教員は学生の研究計画を勘案の上、学生が倫理審査を受けるに際し必要な指導を行う。
5. 研究の遂行及びその指導	1年次（8月～）	学生は提出した研究計画に基づき研究を実施する。専門基礎科目における「研究方法特論Ⅰ」、「研究方法特論Ⅱ」、「データアナリティクス特論」を通じ研究方法やデータの取扱い等について学び、指導教員の指導の下、先行研究の調査を始め、データ収集及び解析等それぞれの研究課題に沿った研究手法で研究を進める。指導教員は「特別研究」等において学生の研究の進捗状況を確認し、研究計画を勘案し指導を行う。必要な場合は、研究計画の見直しを検討する。
7. 主査及び副査の決定	2年次（10月）	主指導教員は、修士論文の審査として適切な教員（主査1名、副査1名）を決定し、研究科委員会で承認を得る。主査は生涯健康科学研究科の教授、副査は原則生涯健康科学研究科の専任教員とし、主査については評価の公平性と客観性を確保するため指導教員以外の教員とする。
8. 中間発表（2回目）	2年次（12月）	研究科委員会は学生の研究の進捗及び中間発表時点までの研究成果を公開で開催する。中間発表の参加者は生涯健康科学研究科の全教員、大学院生、リハビリテーション学部学生等とし、学生はこれまでの研究成果を取りまとめ発表する。主査及び副査は発表内容に関する問題点や解決方法について指導を行い、学生はそれらの指摘を受け追加の調査、分析等を行い引き続き論文作成に向けた研究を継続する。
9. 論文の作成及びその指導	2年次（12月～1月）	学生は中間発表までの研究成果を元に修士論文の作成を開始し、中間発表における質疑及び主査、副査の指導を受け、論文をまとめる。主指導教員及び副指導教員は論文の作成について、論文の全体構成、資料・データの整理法、図表の作成など論文の完成に向けた指導を行う。
10. 論文の提出	2年次（1月）	学生は論文題目届を提出の上、完成させた修士論文を所定の1月末日までに提出する。
11. 研究発表会	2年次（2月）	研究科委員会は修士論文の成果の発表の場として研究発表会を開催する。学生は中間発表における質疑及び主査、副査の指導を踏まえた上で研究発表を行う。なお研究発表会の参加者は中間発表と同一とする。
12. 論文審査並びに合否判定	2年次（2月）	主査及び副査は提出された論文を審査し、論文の内容及び専門領域に関する最終試験を行い、その結果を研究科委員会に報告する。
13. 修士課程の修了及び学位の授与	2年次（3月）	研究科委員会は、主査及び副査に拠る修士論文の審査及び最終試験の判定結果並びに当該学生の単位取得状況により、修士課程修了についての合否を判定する。

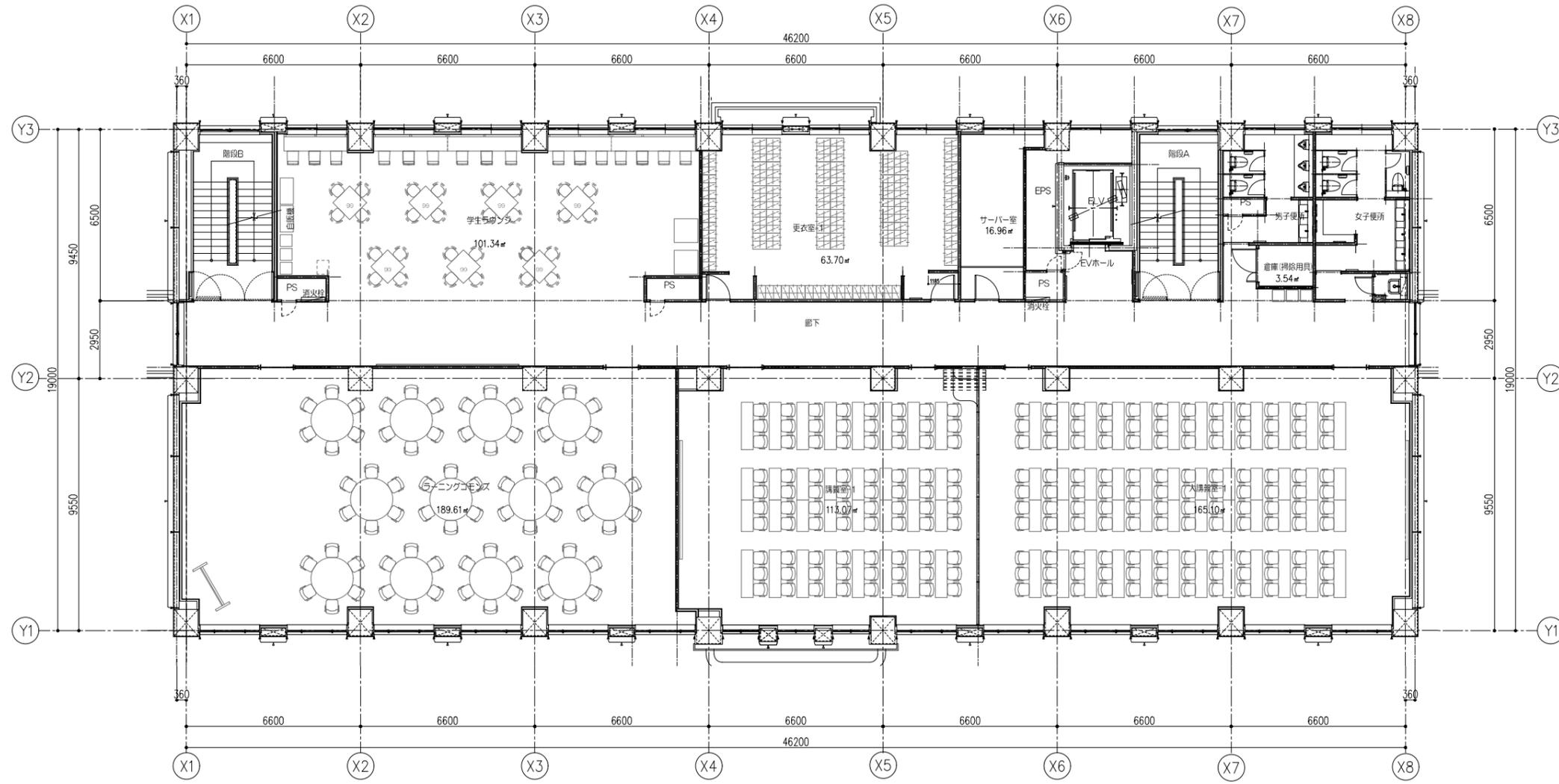


リハビリテーション学部棟平面図

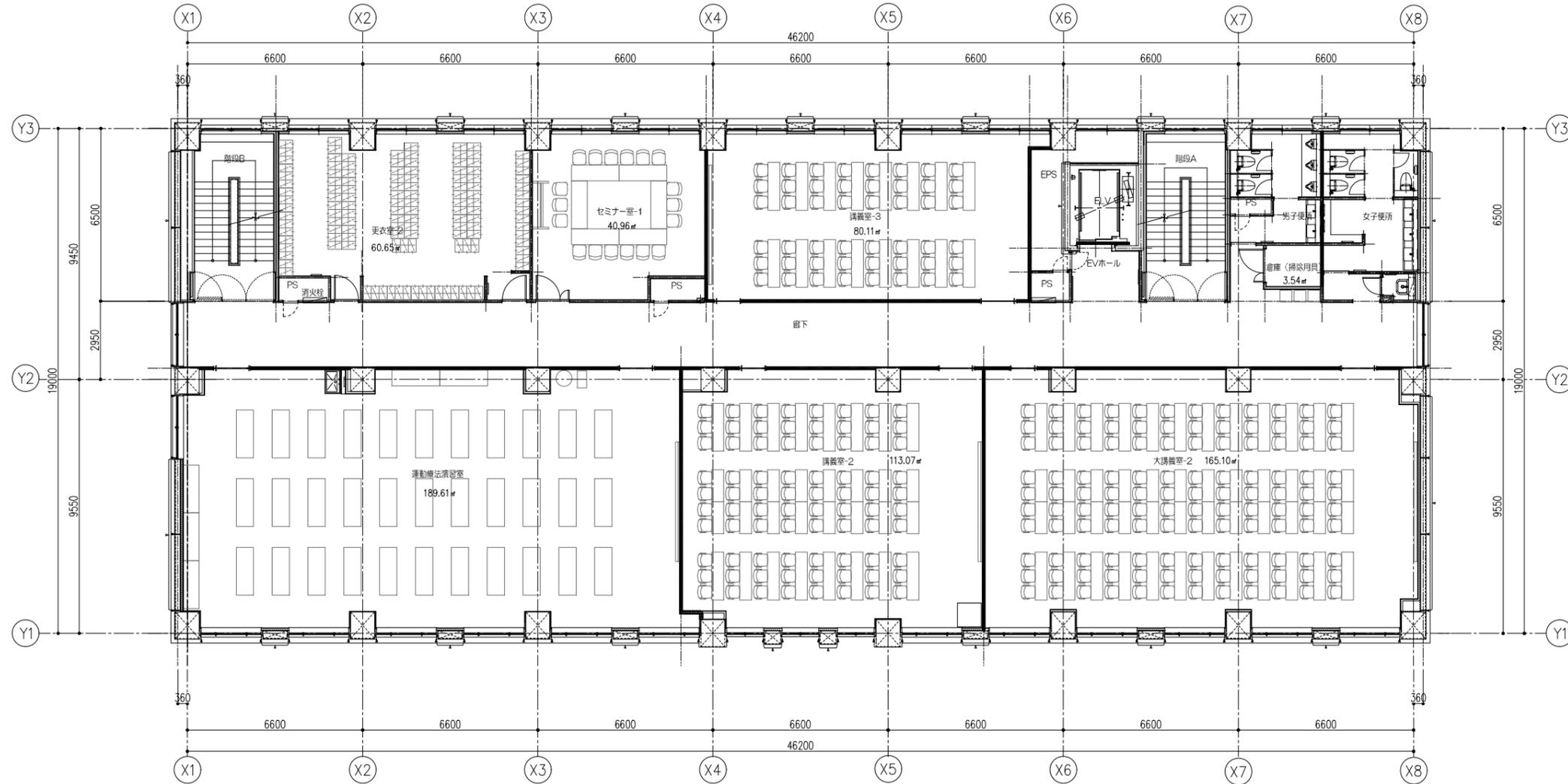
資料.20



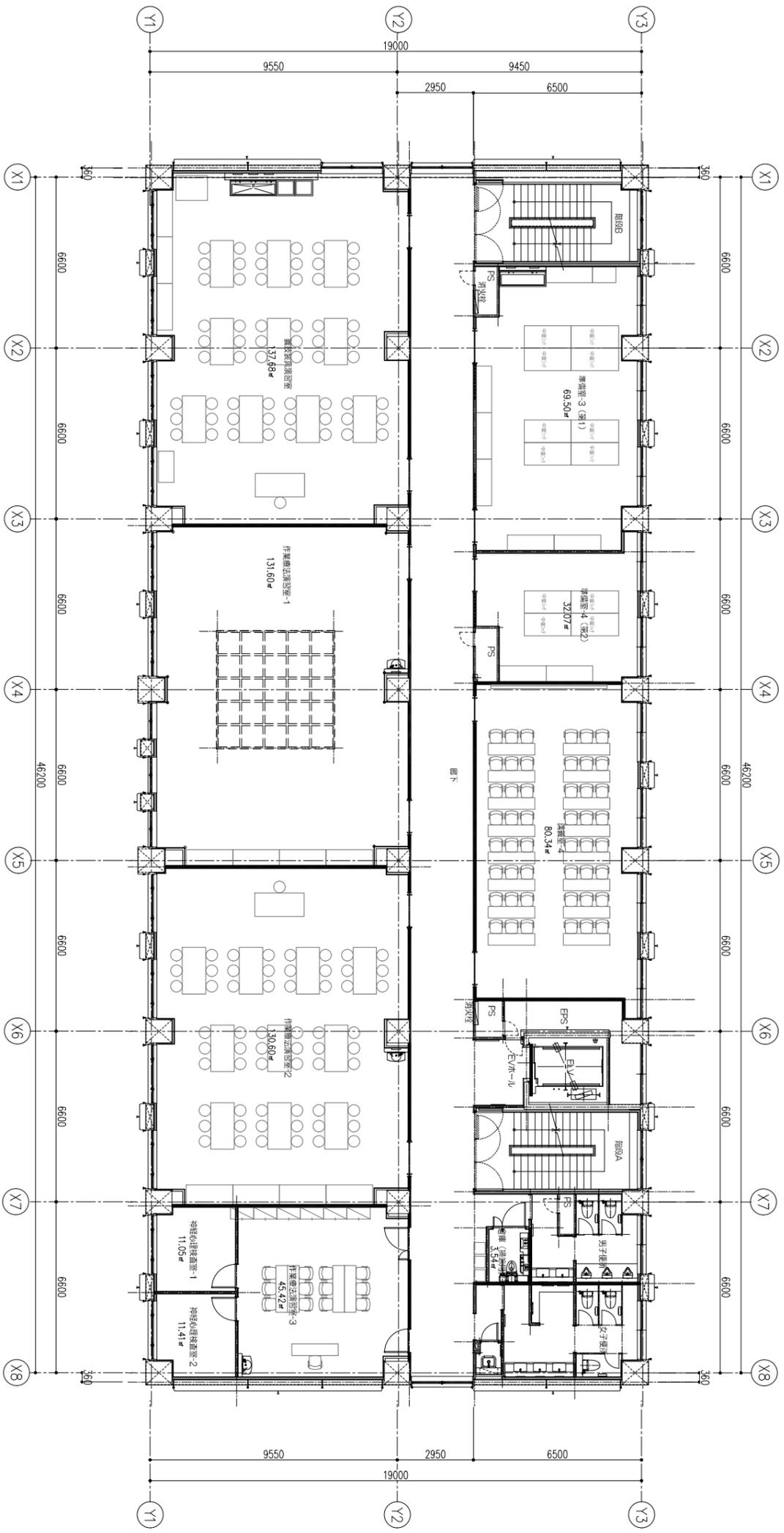
1階平面図 S=1:200



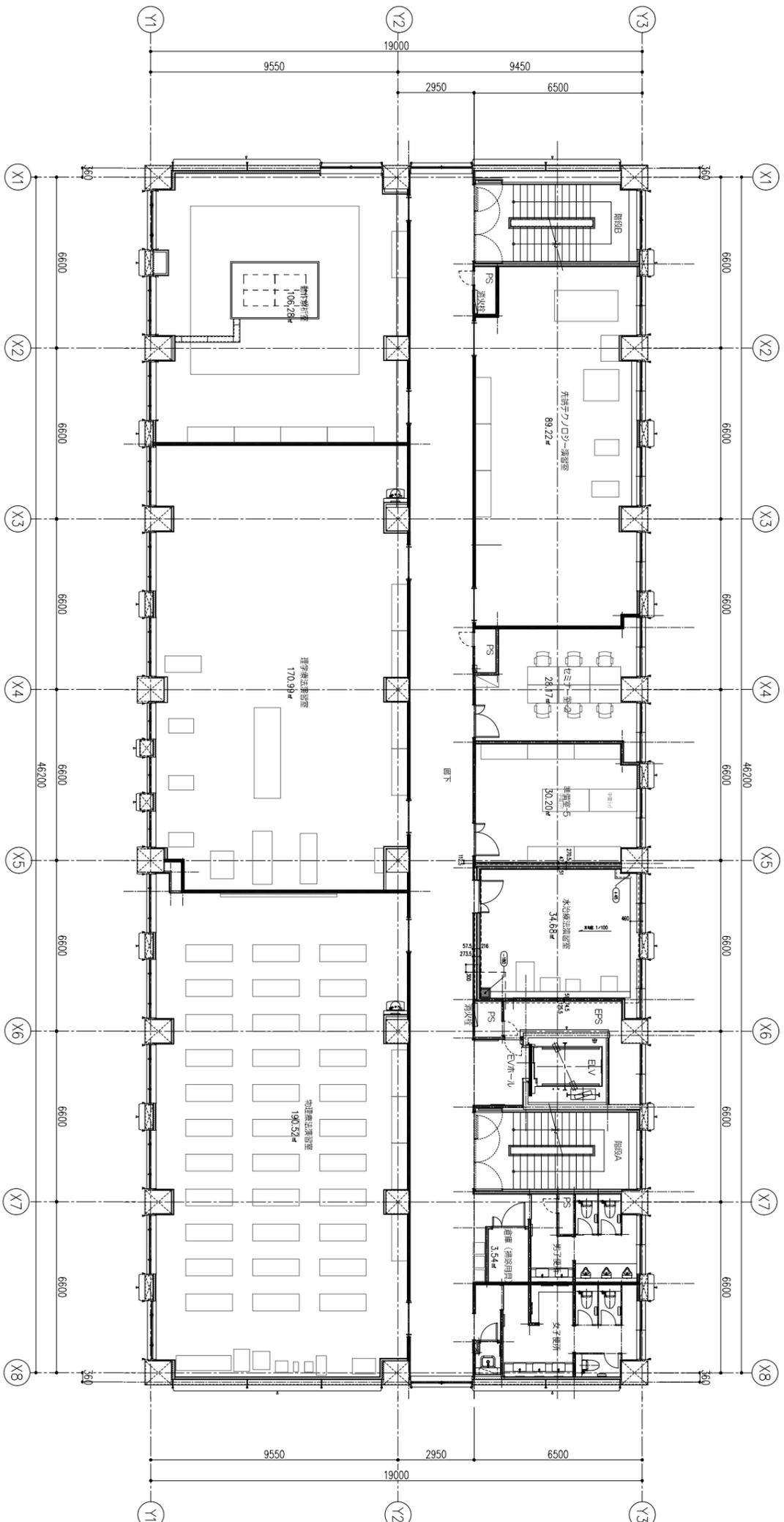
2階平面図 S=1:200



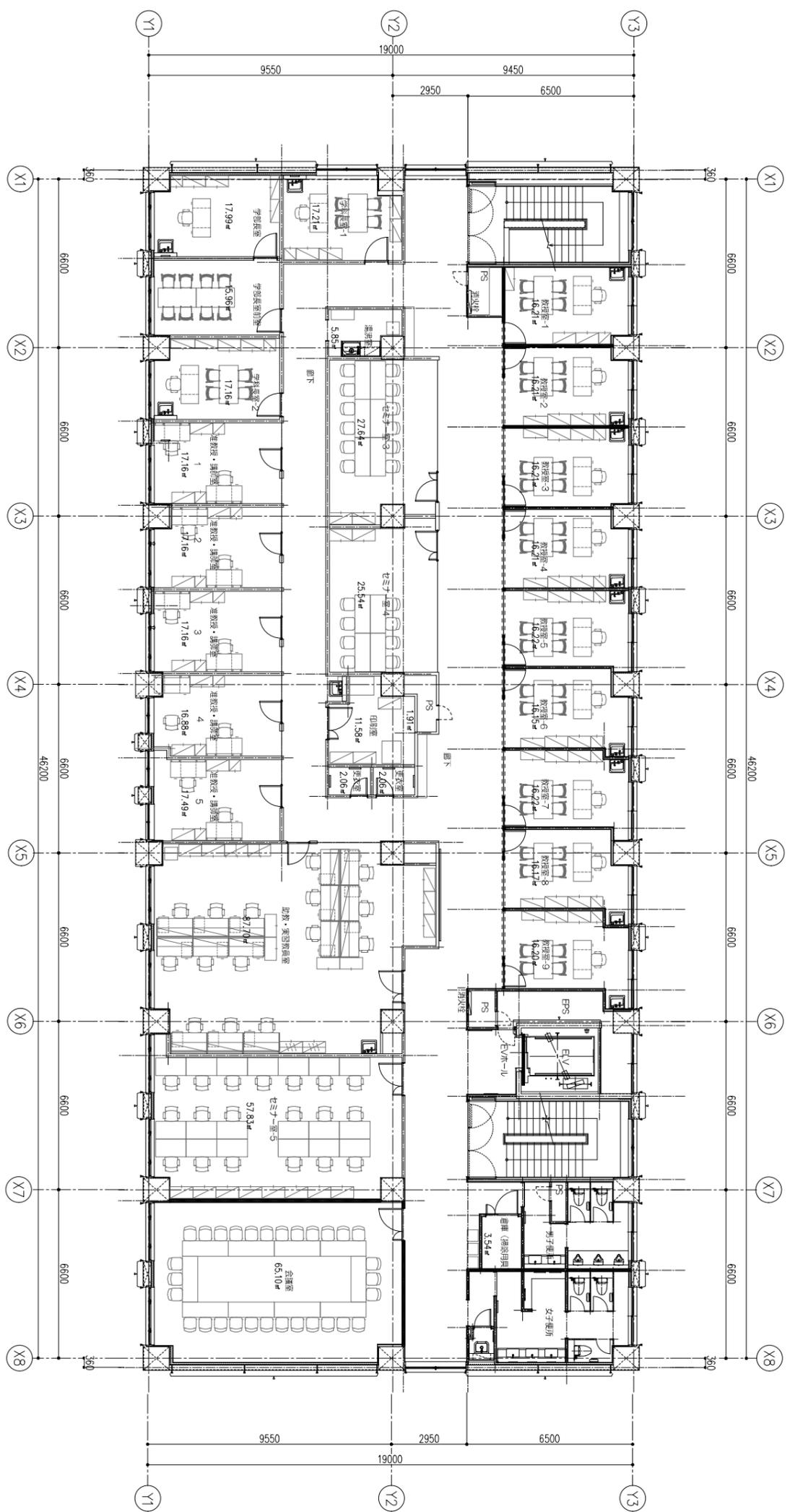
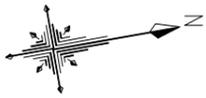
3階平面図 S=1:200



4階平面図 S=1:200

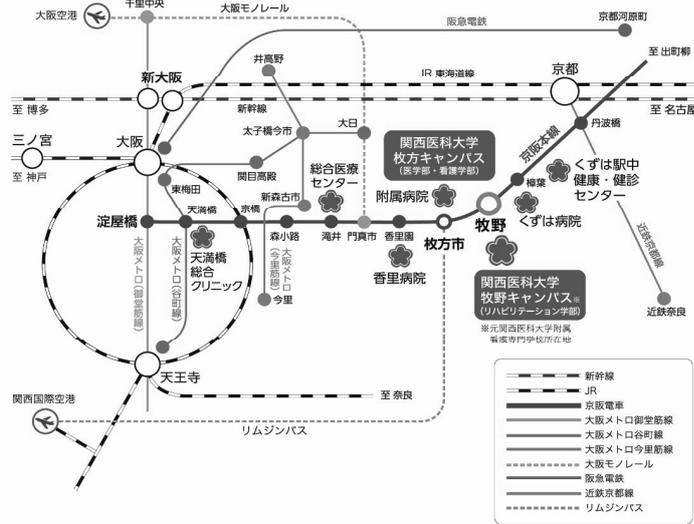


5階平面図 S=1:200



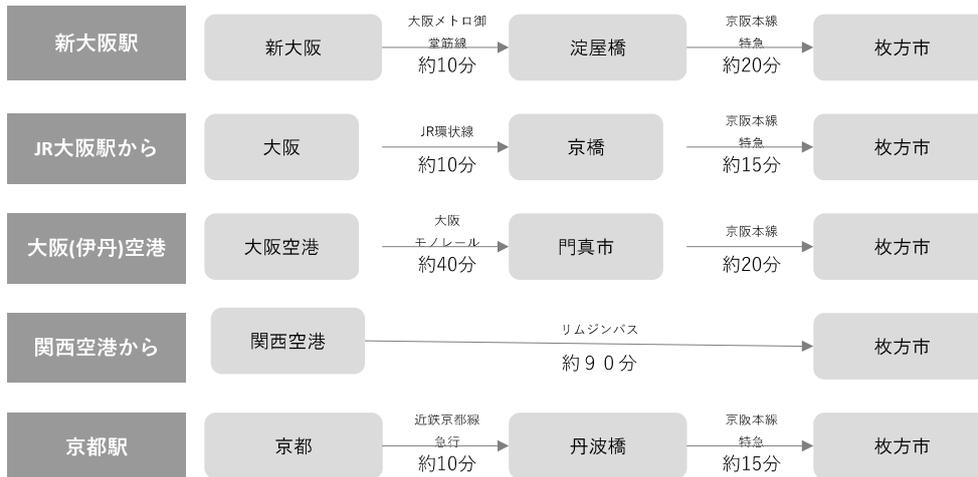
6階平面図 S=1:200

主要なアクセス



枚方キャンパス (大学・大学院・本部)

〒573-1010 大阪府枚方市新町2丁目5番1号 TEL.072(804)0101
 京阪電車「枚方市(ひらかたし)」駅徒歩3分



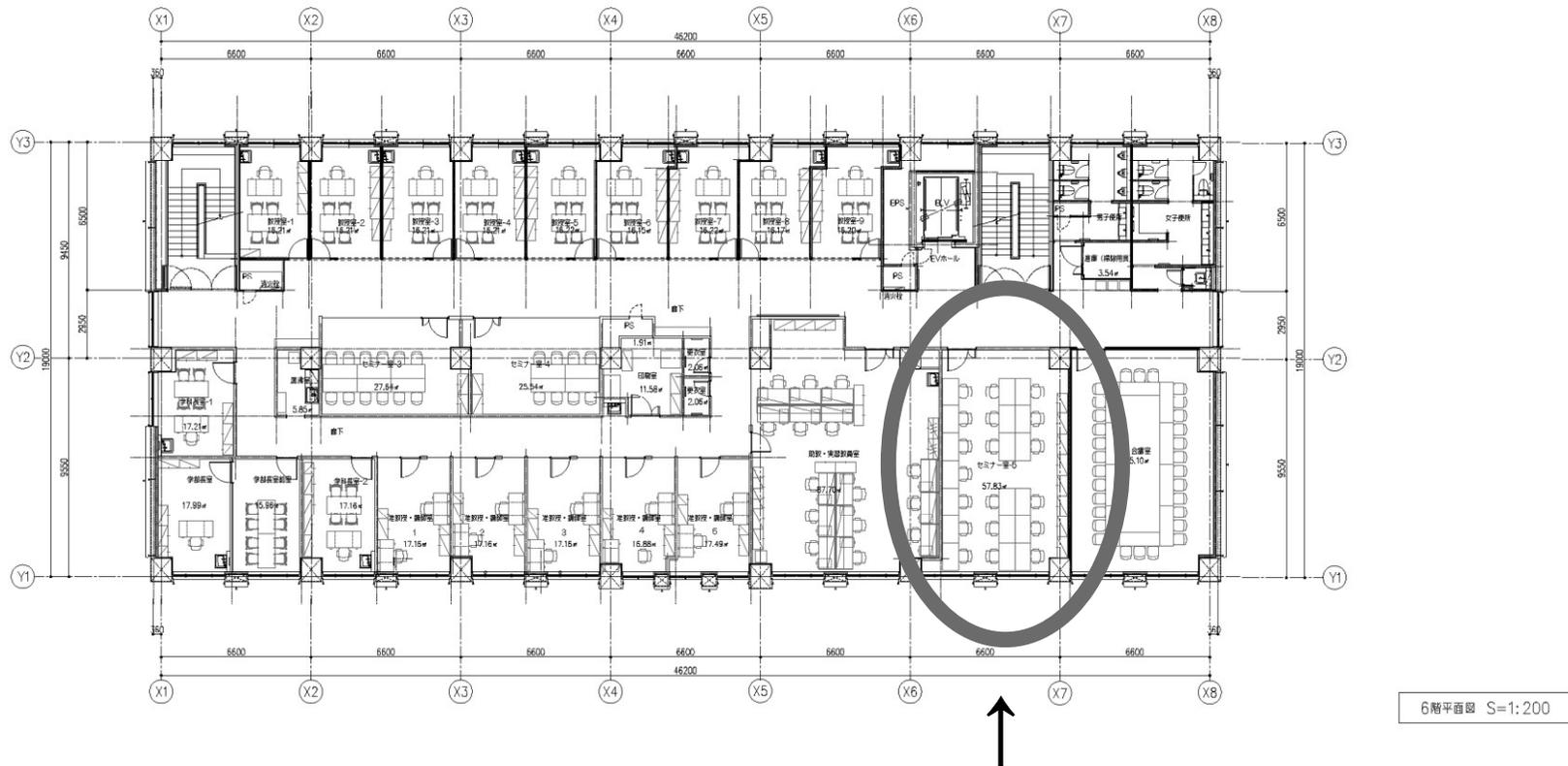
牧野キャンパス (大学)

〒573-1136 大阪府枚方市宇山東町18番89号 TEL.072(856)2121
 京阪電車「牧野(まきの)」駅徒歩10分

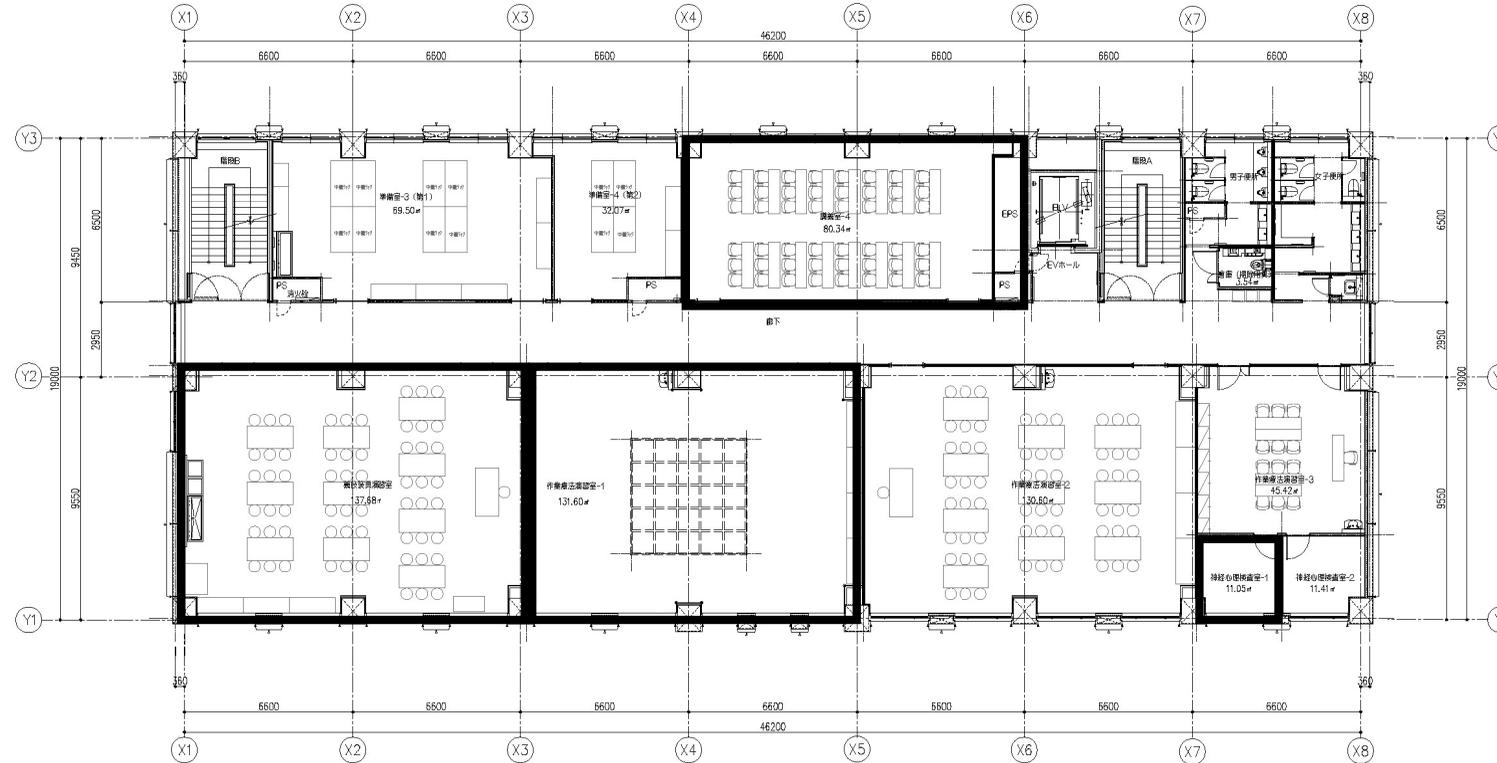




リハビリテーション学部棟 6階階層図



セミナー室5



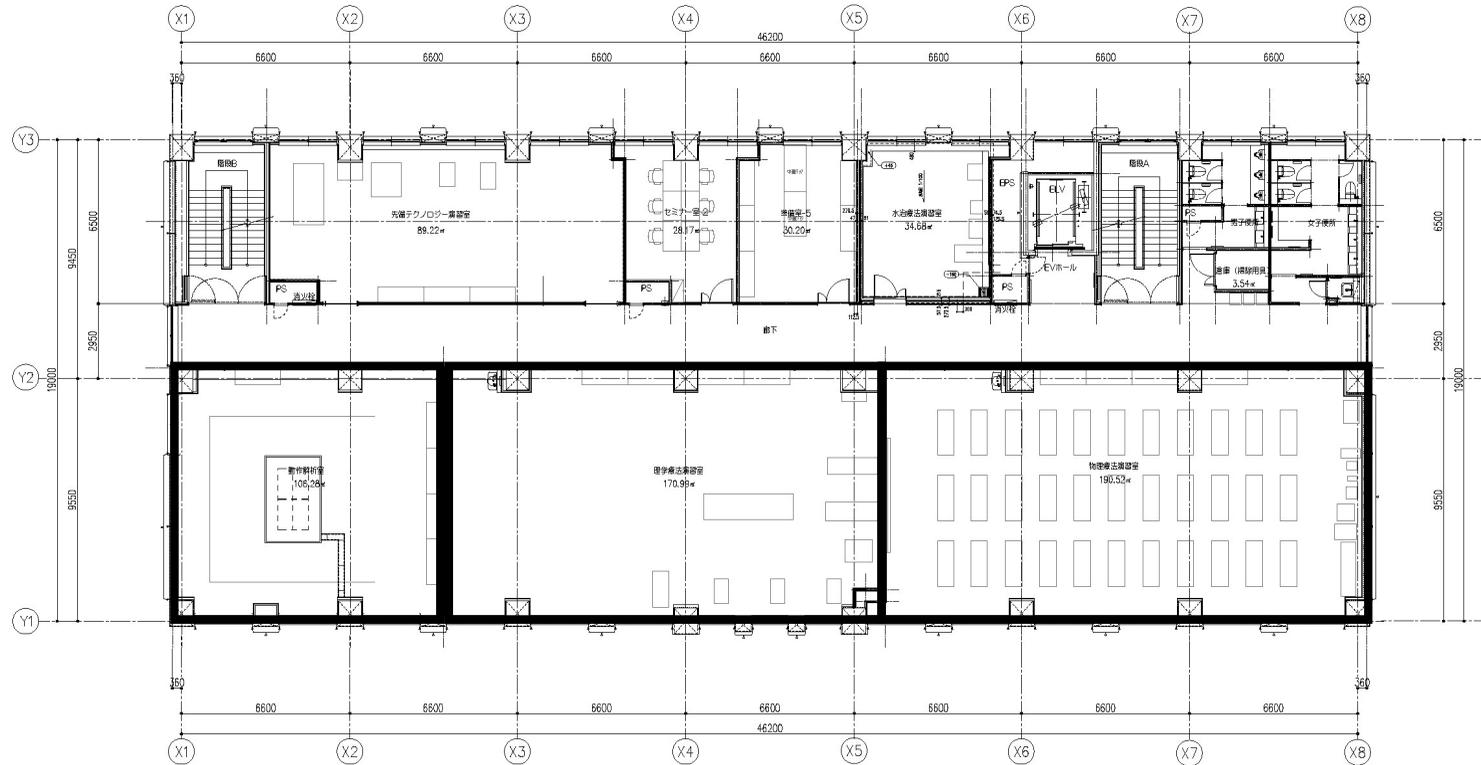
講義室 4 (80.34㎡)
 * 講義科目で使用
 座席数：24席
 天井据え付けプロジェクター

義肢装具演習室 (137.68㎡)
 * 「おとなとこどもの生活科学演習」
 「高度医療技術演習Ⅱ」で使用する機器
 肩義手(装飾用)、手義手(能動式ハンド)、
 肩義手(殻構造・能動式プーリー)、
 肩義手(肩甲骨切除用能動式)、
 上腕義手(装飾用)、上腕義手(能動用)、
 前腕義手(作業用)、前腕義手(体験用)、
 陶芸用電気炉

作業療法演習室 1 (131.60㎡)
 * 「高度医療技術演習Ⅰ」で使用する機器
 ポールプール(スタンダード)、トランポリン

精神神経検査室 2 (11.41㎡)
 * 「高度医療技術演習Ⅱ」で使用する機器
 脳波計一式

4階平面図 S=1:200



先端テクノロジー演習室 (89.22㎡)
 * 「高度医療技術演習Ⅰ」で使用する機器
 下肢装具 (ゲイトイノベーション)
 脳刺激・脳波計システム

動作解析室 (106.28㎡)
 * 「高度医療技術演習Ⅰ」
 「高度医療技術演習Ⅱ」で使用する機器
 3次元動作解析装置一式
 床反力計
 動作解析用ハイスピードカメラ一式
 筋電図測定・解析装置一式 (ウルティウム)
 多チャンネル筋電計一式
 杖歩行用杖荷重計一式

理学療法演習室 (170.99㎡)
 * 「高度医療技術演習Ⅰ」で使用する機器
 マルチ周波数体組成計
 圧力分布計測システム一式
 * 「高度医療技術演習Ⅱ」で使用する機器
 マルチ周波数体組成計
 多用途筋機能評価運動装置
 (バイオデックスシステム4)、
 エラストグラフィー機能搭載超音波診断装置
 (Aixplorer)
 汎用超音波診断装置

物理療法演習室 (190.52㎡)
 * 「高度医療技術演習Ⅰ」で使用する機器
 マルチ周波数体組成計
 圧力分布計測システム一式

5階平面図 S=1:200



セミナー室3 (22.64㎡)
* 講義科目で使用
座席数：12席
プロジェクター



6階平面図 S=1:200

関西医科大学 FD 実施状況

医学部 2023 年度 FD 実施一覧

年度	日時	テーマ	参加者数
2023年度	4月17日～	LPBL FD	15名
2023年度	4月17日～ 5月31日	メンターFD	69名
2023年度	6月3日	新医学教育2023第1回ワークショップ	73名
2023年度	6月15日	新任教員教育FD	61名
2023年度	6月21日	新医学教育2023第2回ワークショップ	30名
2023年度	8月11日	新医学教育2023第3回ワークショップ	—

看護学部 2023 年度 FD 実施一覧

年度	日時	テーマ	参加者数
2023年度	9月20日	コンカー流フィードバックについて (FD・SD研修として実施)	47名
2023年度	11月14日～ 12月31日	Transcultural Nursing	—
2023年度	12月18日	臨床看護学教員制度導入に向けて	39名
2023年度	2月29日	研究成果を世界に発信するための 論文投稿について	—

リハビリテーション学部 2023 年度 FD 実施一覧

年度	日時	テーマ	参加者数
2023年度	4月11日	科研費制度・外部研究資金に関して	28名
2023年度	4月26日	KMULAS研修会	—
2023年度	5月23日	理学療法士作業療法士 専任教員養成講習会について	30名
2023年度	5月30日	ハラスメント防止研修	25名
2023年度	9月26日	自分の教育活動を振り返り 教育理念に気づく (TPの作成と活用)	30名
2023年度	10月10日	入試の面接試験のあり方について	29名